

(3) 「第二次かごしま市保育計画」の改定について

①今後の必要見込量

保育サービスの利用希望については、21年度は就学前児童33,371人に対し27.5%で、年々増加、25年度は就学前児童34,481人に対し30.4%となっている。

今後の保育サービス利用率は、21～25年度の状況から0.8%ずつの増加を見込み、26年度は31.2%、27年度は32.1%を想定している。

保育必要量（定員増） 26年度 460人(※3)
27年度 900人(※4)

(各年度4月1日現在、単位：%、人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
就学前児童 ※1	33,371	33,591	33,757	34,349	34,481	34,699	34,469
保育所定員	7,974	8,133	9,033	9,253	9,708	10,168	11,068
入所児童	8,823	9,012	9,702	10,023	10,434	10,826	11,068
待機児童	359	357	85	177	57	0	0
要保育児童	9,182	9,369	9,787	10,200	10,491	10,826	11,068
保育サービス利用率 ※2	27.5	27.9	29.0	29.7	30.4	31.2	32.1
入所率	110.6	110.8	107.4	108.3	107.5	106.5	100.0
保育必要量	-	-	-	-	-	460 ※3	900 ※4

※1 就学前児童は、25年度の各年齢児を1歳ずつスライドし、自然増分は21～25年度まで5か年分の増加数を平均して算出。

※2 保育サービス利用率は、21～25年度までの伸び率を平均して算出。(0.72≠0.8%)

②平成26年度への対応

施策 { ・施設整備 … 190人(着手済)
・施設整備なし … 270人(保育所と協議中)

③平成27年度への対応（新制度スタート予定）

国は、新制度に基づく給付・地域子ども・子育て支援事業への円滑な移行を図るため、平成26年度から本格施行までの間、保育の需要の増大等への対応として、保育緊急確保事業の仕組みを盛り込んでいる（子ども・子育て支援法附則第10条）。

施設整備における補助メニューの変更

	21年度～25年度	26年度
補助メニュー	「安心こども基金」	「保育緊急確保事業」 ↓ 現保育計画を改定し、26年度当初に国へ実施計画を提出 ↓ 「保育緊急確保事業」を実施 ※別途参考資料

施策ごとの計画

(単位：人)

施 策	定員増
既存保育所（法人）による施設整備（25年度補正予算対応予定…安心こども基金）	120
既存保育所（法人）による施設整備 ほか（保育緊急確保事業の活用により対応）	780
合 計	900

【参考】

(単位：人)

定員増目標値 (～H26年度末)	定員増実績及び予定						合 計
	～H. 22. 4	～H. 23. 4	～H. 24. 4	～H. 25. 4	～H. 26. 4	～H. 27. 4	
1, 450	109	900	230	465	460	900	3, 064

④「第二次かごしま市保育計画」の本市の改定の考え方について

1 保育計画改定の背景及び趣旨

「第二次かごしま市保育計画」については、21年度（後半）から26年度までを計画期間として、待機児童の解消を図るため、1,450人の定員増目標値に対して本年4月までに計画を上回る1,704人の定員増を図ったところであるが、25年4月1日現在の待機児童は57人で依然として解消が図れない状況にあります。

これは、昨今の社会情勢の影響により保育ニーズが多様化し、保育所入所希望者が増えており、この傾向は続くものと考えられます。

また、国においては、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度については、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域での子ども・子育て支援の充実を達成するため、27年4月からの本格実施を目指しており、新制度への円滑な移行を図るため、26年度から本格施行までの間、保育需要の増大等への対応が必要とされております。

このため、本市においては、平成26年度に保育所等整備計画を追加し、国の「保育緊急確保事業」の活用により、「第二次かごしま市保育計画」の改定を行い、待機児童の解消を図ります。

2 平成26年度保育所等整備

次の2項目を基本方針として、表1のとおりとする。

(1) 整備地域及び整備量

保育需要に対応するため、新たな整備が特に必要と認められる9つの地域において重点的に整備を行い、合計780人分の保育所等の受入枠を拡大する。

ただし、上記の地域で必要な整備量の充足が困難と見込まれる場合においては、補完的関係にある地域で整備を行うこととする。

(2) 整備方法

重点的に整備が必要な9つの地域においては、既存保育所（法人）による保育所の増築・分園の整備、幼保連携型認定こども園の創設及び小規模保育事業による整備を基本とし、1施設30人以上の定員とする（ただし、小規模保育事業による定員は6～19人とする。）。

また、本市においては、待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、整備にあたっては満3歳未満児の受入枠の確保を図ることとする。

なお、補完的関係にある地域においては、上記の内容のとおりとし、必要に応じて、施設整備を伴わない既存保育所の定員増により保育所受入枠を確保した場合は、整備量から減ずることとする。

【表1】平成26年度保育所等整備計画

(単位：人)

地域名	町名	整備量(目標)
①吉野地域	岡之原、緑ヶ丘、川上、下田、吉野、大明丘1～3丁目	150
②坂元・上町地域	坂元、西坂元、東坂元1～4丁目、清水、大滝、抵岡之洲、鼓川、池之上、稲荷、春日、柳町、浜町、上滝尾、下滝尾、冷水、長田、上本町、小川、易居、名山、山下	0
③城南地域	平之町、加治屋、東千石、西千石、中町、金生、照岡、城山、泉、住吉、福江、大黒、呉服、新町、船津、城南、松原、南林寺、甲突、錦江、新屋敷、樋之口、山之口、千日、天保山	0
④城西地域	明和1～5丁目、原良、原良1～3丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤、常盤1～2丁目、西田1～3丁目、永吉1～3丁目	60
⑤武・田上地域	武1～3丁目、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、唐湊1～4丁目、西別府、西陵1～8丁目、武岡1～6丁目、田上、広木1～2丁目	0
⑥荒田・鴨池・郡元地域	中央、高瀬、上之園、土荒田、荒田1～2丁目、下荒田1～4丁目、鴨池1～2丁目、郡元、郡元1～3丁目、東郡元、南郡元、真砂、真砂本町、与次郎1～2丁目、三和、鴨池新町	100
⑦宇宿・紫原地域	紫原1～7丁目、西紫原、南新町、日之出、宇宿、宇宿1～9丁目、桜ヶ丘7～8丁目、新築、向陽1～2丁目	
⑧伊敷地域	伊敷、西伊敷1～7丁目、千原1～2丁目、伊敷1～8丁目、下伊敷、大道、小山田、皆寿志、小野、小野1～4丁目、花野光ヶ丘1～2丁目、下伊敷1～3丁目、伊敷台1～7丁目、玉里団地1～3丁目、若葉、城山1～2丁目、新開院、草牟田、草牟田1～2丁目、玉里	60
⑨谷山(北部)地域	小原、桜ヶ丘1～6丁目、魚見、自由ヶ丘1～2丁目、希望ヶ丘、東谷山1～7丁目、小松原1～2丁目、東岡、清和1～2丁目、五ヶ別府、山田、星ヶ峯1～6丁目、翠徳聖台1～5丁目、甲山1～2丁目、甲山	120
⑩谷山(南部)地域	上福元、下福元、谷山嵐屋、谷山中央1～7丁目、慈眼寺、和田1～2丁目、和田、御本町、南栄1～6丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、平川、七ツ島1丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目	170
⑪吉田地域	東安多、西安多、木城、木名、富之浦、平礼園1～3丁目	20
⑫松元地域	石谷、入谷、上谷口、直木、春山、福山、松陽台、四元、平田	100
⑬桜島地域	野尻、持木、東桜島、古里、石村、黒神、高免、桜島赤水、桜島赤生原、桜島小池、桜島西道、桜島白浜、桜島武、桜島藤野、桜島二俣、桜島松浦、桜島横山、新島	0
⑭郡山地域	花尾、石塚田、川田、郡山、郡山尾、東俣、西俣、油須木	0
⑮喜入地域	喜入瀬々串、喜入中名、喜入、喜入前之浜、喜入生見、喜入一倉	0
合 計		780

※ 網掛けをしている地域等は、重点的に整備が必要な地域である。

※ 重点的に整備が必要な地域において、施設整備を希望する設置主体が計画地域内にない場合には、補完的關係にある地域において実施する。

※ 整備方法については、別途検討を行い決定する。